

2022年9月22日

各位

従業員の仕事と子育ての両立支援制度を拡充

～より働きやすく、働き甲斐のある職場へ～

株式会社伊予銀行（頭取 三好 賢治）は、これまでの育児休業よりも柔軟で取得しやすい制度として「出生時育児休業」を新設しますので、下記のとおりお知らせいたします。

当行は、女性が働きやすい環境を作るためには男性の育児に対する意識を変えていくことが重要であると考え、2015年6月に男女問わず育児休業を一週間以上取得することを義務化し、2016年度以降、男女ともに育児休業取得率100%を継続して達成してまいりました。

その後も、育児休業者を対象とした「育休中セミナー」「プレママ研修会」「ワーママ研修会」の実施、事業所内保育所施設「いよぎんきつずらんど」の設置など、仕事と子育ての両立支援に向けた取組みを行い、「プラチナくるみん」や「えるぼし（3つ星）」を取得しております。

今回新たに創設した「出生時育児休業」は、男性が長期で休業する場合の経済的負担の緩和や柔軟な働き方を推進することを目的に、子の出生後8週間以内の4週間まで給与・賞与を全額保障し、休業中の就労を認める内容となっております。

今後も、更なる男性の育児休業取得推進を図っていくとともに、より一層、従業員が働きやすく、働き甲斐のある職場を目指してまいります。

記

○実施日

2022年10月1日（土）



○制度内容の概要

	現行の育児休業※1	出生時育児休業(新設)
対象期間 取得可能日数	子が満3歳に達する年度の翌年度の4月末まで	子の出生後8週間以内に4週間まで
休業中の就業	原則不可	就業可能（※2）
休業中の給与・賞与	支給しない	給与・賞与を全額保障（※2）

※1 「出生時育児休業」新設以降も現行の育児休業は継続

※2 一部の雇用形態の従業員を除く

以上

【本件に関するお問い合わせ】 伊予銀行人事部（担当：片山、木原） TEL (089) 907-1043